

## 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規程による認定事務添付資料等

(イ) 売上高の減少による認定

1 **5号(イ)①・②・③計算書**

**○全ての申請者が添付**

2 最近3か月及び前年同期の売上高が確認できる資料

○試算表、売上台帳等帳簿類、税理士・会計士が作成した資料

3 最近1年間の売上高(業種毎)を確認できる資料

○決算書等

4 **事業内容を確認できる資料(対象業種の確認のため、H24.11.1以降対象業種が大幅に指定から外されています。)**

○確定申告書控、法人事業概況説明書等の事業内容を記載してある部分、申請内容によっては取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など

※2についての資料がない場合は、1により売上高を記載し代表者の押印により疎明資料とします。

※添付資料については、事業者の状況によりご相談ください。

※最近3か月とは、申請する月の前月、前々月、前々々月を指します。ただし、最大で6か月前から起算して3か月まで可能とします。

例) 10月に申請の場合、7, 8, 9月の資料、ただし、最大で4, 5, 6月も可能

**1~4を添付すること(1も必ず記載すること)**

(ロ) 原油価格

(ハ) 円高の影響

**1~4を添付すること(4も必ず記載すること)**

**(ハ)は売上高の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)が必要**

**(イ)、(ロ)、(ハ)全て**

**委任状(認定申請書に記載されている申請者と申請書の提出者・認定書受領者が異なる場合)**

\* 認定申請書は2部、添付書類は各1部提出となります。

なお、認定申請書に記入誤り等があった場合は、**訂正印で訂正できません**。お手数ですが新たな申請書に記入し直してください。